

事 務 連 絡

平成 26 年 5 月 23 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国社会福祉施設経営者協議会 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

計画相談支援・障害児相談支援の推進について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等の関係法令において、市区町村は、平成 27 年度以降は、障害者等から支給要否決定に係る申請があった場合、全ての事例において、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の提出を求めるものとされております。

各都道府県及び市区町村においては、平成 27 年度までに、そのための体制を整備する必要がありますが、現状としては、順調に体制整備が進んでいる都道府県及び市町村もある一方、全体としては障害福祉計画における見込み等と比べて非常に低い水準にとどまっているところ です。

このような現状を踏まえ、当省では、一層の体制整備の推進を図るため、「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」（平成 26 年 2 月 27 日付地域生活支援推進室長事務連絡（別添：関連部分抜粋））を発出しておりますが、その中で、都道府県や市区町村の役割として、特定相談支援事業所等の設置に向けた関係者への働きかけ等を行うことを示したところです。

つきましては、貴団体に所属する各施設・事業所に対して各都道府県又は市区町村から特定相談支援事業所等の設置の依頼等がなされる可能性もございますが、その趣旨等は上記のとおりですので、ご了解いただき、対応について前向きにご検討いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 26 年 2 月 27 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに
当たっての基本的考え方等について（抜粋）

（略）

1・2 （略）

3. 計画相談支援等の体制整備を進めるために

（1）基本的考え方

計画相談支援等の体制整備を進めるためには、既に障害保健福祉関係主管課長会議等の場で繰り返し説明してきているように、次の3段階が必要である。

- ・ まず、支給決定を行う各市区町村が管内の利用者等の状況を把握して体制整備の見通しを立てること
- ・ その上で、各都道府県が、管内市区町村の状況を集約した上で、相談支援専門員の必要数の見込みを立て、養成研修を進めること
- ・ さらに、都道府県・市区町村において、特定相談支援事業所等の設置に向けた関係者への働きかけや、各事業所が必要な相談支援専門員の確保を行うための支援を行うこと

（2）市区町村の役割

市区町村は、支給決定を行う立場であり、計画相談支援等の体制整備に関して一義的な責任を果たすことが求められる。障害福祉計画の策定に当たってサービス利用者数等について見込みを立てるのは以前から行われてきた業務であるが、その見込みに応じてサービス等利用計画の作成やモニタリング等の件数を適切に見込むことが求められる。また、それに当たっては、障害児通所支援の利用者数

についても併せて考慮することが必要である。

その上で、管内又は近隣のサービス事業所に対して、特定相談支援事業所等の開設の働きかけを行うことが必要である。その際には、例えば半年後・1年後にどの程度の件数が見込まれるのか等の情報を適切に事業所側に提供し、事業所側として将来的な業務計画等を立てることができる環境づくりを行うことが極めて重要である。

さらに、適切な計画相談支援等が実施されるように特定相談支援事業所等のバックアップの体制づくりを行うことも重要である。そのため、基幹相談支援センターの設置等を通じて、研修の実施による人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、当該事例等について地域の関係機関へのフィードバック等の体制を作ることが望まれる。

また、協議会を活用し、障害福祉サービス事業者等とのサービス等利用計画等の作成の必要性の共有、計画的なサービス等利用計画等の対象者の選定等の取組を進めていただきたい。

(3) 都道府県の役割

都道府県の役割は、管内市区町村の支援である。特に、相談支援専門員の養成確保により、各特定相談支援事業所等が十分に業務を行うことができる体制を作ることが求められる。

また、そのためには、管内市区町村における計画相談支援等の進捗の見込みを集約して、当該都道府県内における相談支援専門員の必要数を見極めた上で、その確保のために十分な規模の養成研修を行うことが求められる。特に、体制整備がまだ十分に進んでいない現時点においては、養成研修の実施の体制が整った管内市区町村や法人等にその実施を委託・指定するなどして、相談支援専門員として業務を行うことが確実な研修受講希望者が研修を受けられないような事態にならないように対応する必要がある。

さらに、計画相談支援等の進捗率を定期的に把握して市区町村に還元するとともに、進捗率の低い市区町村の課題の把握や適切な支援を行うことも都道府県の重要な役割の一つである。都道府県が計画相談支援等の体制整備に主体的・積極的に取り組んでいるかどうかという点が、当該都道府県における体制整備の進捗状況を決める大きな要素の一つになっている。

(4) (略)

(略)